

契約単価と解約清算単価が違う！ これって問題ないんですか？！

相談事例 1

化粧品購入を目的に訪れたサロンで、「今ならエステティックコースが15%割引になり、化粧品も安く買えます！」と勧誘を受け、関連商品を含むエステティックコースを割引価格で契約した。

施術は3回受けたがサロンに対し不信感が募り、中途解約を申し入れたところ、「本来は解約ができないコースだが、今回は特別に受けつける。但し、解約清算金に用いる単価は定価になる。」とサロンより説明を受けたが納得できない。

サロンに、「特商法違反にあたるのではないか」と問い詰めたが全く取り合ってもらえない。



相談事例 2

契約特典として無償施術が2回ついたエステティックコースを50万円で契約した。

2回施術を受けた後に中途解約を申し入れたところ、契約時よりも高い単価で計算された解約清算書をサロンから提示された。

契約書に記載された単価(割引価格)と異なることを指摘すると、「解約時は通常料金(単価)で計算します」と説明され、納得ができず消費生活センターへも相談している。

サロンに対し、「契約書に記載されている単価で計算して欲しい」と主張しても問題ないか。



上記相談事例は、特定継続的役務提供契約における解約清算トラブルになります。
特定継続的役務提供に該当する取引は、『特定商取引法(特商法)』の対象となります。

*** 中途解約時の清算単価は、契約締結時の単価を上限とすることが定められています**

*** あらかじめ解約時のみに適用される『高額な単価』を定めていても無効となります**

*** 契約書に契約単価が記載されていない場合は、契約金額を契約回数で割り、**

1回あたりの単価を算出したのち解約清算を行います



契約の際は必ず、契約書に明記されている、契約期間や契約単価などについて記載漏れがないか、解約の際には、解約書に明記されている内容について疑問や不明点がある場合は、必ずサロンに確認を行いましょう。

おかしいな?と思ったら……

AEAエステティック相談センターもしくは、消費者生活センターへ連絡しましょう